

# 改正農協法について

---

平成 2 8 年 1 0 月  
農林水産省



# 農協法改正の全体像

**農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織**  
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

**農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。**

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする  
【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

**法改正の内容**

地域農協

農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために

理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】

農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てることを規定する【経営目的の明確化】

農協は、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する【農業者に選ばれる農協】

地域住民へのサービスを提供しやすくするために

地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

**法改正の内容**

全国中央会

現在の特別認可法人から、一般社団法人に移行する

農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付ける

都道府県中央会

現在の特別認可法人から、農協連合会（自律的な組織）に移行する

全農

その選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く

連合会

会員農協に事業利用を強制してはならないことを規定する

# 利用強制の禁止

農協が組合員に対して、

農産物の販売や肥料・農薬の購入を強制したり、  
資金を融資するに当たり資材の購入を条件とする

など、不公正な取引方法を用いる場合には、独占禁止法が適用され、このような行為は禁止されている。

農林水産省としては、これまでも、農協等に対する監督指針において、農協がこのような行為を行わないことを明記して指導してきたところ。

過去には不公正な取引方法を用いたことなどにより独占禁止法に基づく処分の対象となった農協もあるところ(P4～6参照)。

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)(抄)

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一～四 (略)

## 農協等に対する監督指針 (平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)(抄)

- 3 事業実施体制
- 3 - 2 販売・購買事業
- 3 - 2 - 2 主な主眼点

### (6)事業の利用強制及び独占禁止法違反の排除

例えば、組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とする、あるいは、組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とするなど、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為や、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針(平成19年4月18日公正取引委員会)」について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。

組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

# 利用強制の禁止

平成27年改正農協法では、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきであることを徹底する観点から、農協が組合員に事業利用を強制してはならないことが、農協法に明記されたところ。

農産物の有利販売など、農業者にメリットのある事業運営を行うことにより、農業者から選ばれる農協となることが重要。

## 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（抄）

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

## 農協等に対する監督指針

（平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知）（抄）

### - 3 事業実施体制

〔略〕

なお、平成27年改正法において、組合がその事業を行うに当たっては組合員に対しその利用を強制してはならないという規定が追加されたところであり（法第10条の2）、組合員が組合の事業を利用するか否かは、各組合員の自主的な選択によるものであることを徹底する必要がある。

# 農協・連合会に対して独禁法の法的措置及び警告が行われた事案(平成10年以降)

## 1 不公正な取引方法 (独禁法第19条)

	農協等名	区分	事案の概要
平成21年12月10日	大分大山町農協	排除措置命令	農協の直売所の出荷者に対し、他の事業者が運営する直売所へ農産物を出荷しないよう要請(独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) <b>➡</b> 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成18年7月21日	土幌町農協	警告	農協から貸付を受ける場合に、生産資材を購入することを要請等(独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) <b>➡</b> 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成18年7月14日	京都農協	警告	農協の共同利用施設を利用する際に、生産資材の購入や米の出荷を要請(独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) <b>➡</b> 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成17年3月1日	八代地域農協	警告	生産者が農協から補助事業を受ける際に、生産資材の購入や農産物の出荷を要請(独禁法19条:不公正な取引【排他条件付取引】) <b>➡</b> 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成12年2月25日	全農	警告	一部の農薬について原価を大幅に下回る価格で販売(独禁法19条:不公正な取引方法【不当廉売】) <b>➡</b> 正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。

## 1 不公正な取引方法（独禁法第19条） < 続き >

	農協等名	区分	事案の概要
平成11年3月9日	鳥取中央農協	勧告審決	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成11年2月12日	宮崎中央農協	警告	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。

## 2 私的独占・不当な取引制限（独禁法第3条）

	農協等名	区分	事案の概要
平成27年1月16日	福井県経済連	排除措置命令	施設整備の入札において、落札企業や入札価格を事前に決定 (独禁法3条:私的独占)
平成26年9月11日	庄内たがわ、鶴岡市、余目町、庄内みどり、酒田市袖浦各農協	警告	5農協が共同して、米販売手数料を一定額を目安として定額化することを決定 (独禁法3条:不当な取引制限) 山形県中央会には、5農協に対し、具体的な金額を示して米販売手数料の定額化の検討を指導したとして「注意」
平成16年7月27日	香川県信連・香川県農協	勧告審決	農協が他の金融機関と共同して、学費システムに係る口座振替手数料を決定 (独禁法3条:不当な取引制限)

### 3 事業者団体の禁止行為 (独禁法第8条)

	農協等名	区分	事案の概要
平成24年6月14日	紀州田辺梅干協同組合、紀州みなべ梅干協同組合	警告	特定白梅干の購入価格等について情報交換を行い、農家から購入すべき価格を決定 (独禁法8条:事業者団体の禁止行為)
平成22年7月14日	JA新はこだて花卉生産出荷組合	警告	花卉生産組合の組合員に対し、生産する花卉すべてを新函館農協に出荷することを要請 (独禁法8条:事業者団体の禁止行為)



# 農協改革に関するご意見・ご質問について

～ 農林水産省（経営局）のホームページに農協改革ホットラインを開設しました～

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/c45f.html>

**農林水産省** English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 組織・政策 > 経営

注目情報 TOPICS

**農協改革ホットライン** ・ **農業委員会改革ホットライン**を開設しました！

このたび、皆さんから農協改革について幅広くご意見・ご質問をお寄せ頂けるよう、農林水産省のホームページ上に農協改革ホットラインを開設しました。

農協改革は、農業者と農協の役職員が徹底して話し合っていて進めていくことが重要ですが、その際には、  
 自分たちが進めようとしている新たな取組が今回の農協改革の考え方と合っているか知りたい  
 改正された農協法や関係する政省令の解釈を教えてください  
 取組がうまく進むよう、行政に相談に乗ってほしい  
 自分たちの取組は他の農協にも参考になると思うので、広く周知してほしい  
 など、様々なご質問・ご意見が出てくるものと思いますので、そのようなときは、このホットラインで積極的にお伝え頂きたいと思います。  
 また、同様に、農業委員会改革についても、幅広くご意見・ご質問をお寄せいただけるよう農業委員会改革ホットラインを開設しました。  
 今回の改正は、市町村の農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など)を積極的に進めていくことを目的としています。ご不明な点があれば、お気軽にご連絡下さい。

(担当) 農林水産省 経営局協同組織課  
03-6744-2163